

## 東京都耐震化工事中掲示物掲示制度要綱

制定 平成 28 年 4 月 1 日  
27 都市建企第 1203 号  
最終改正 令和 3 年 4 月 1 日  
2 都市建企第 1324 号

### (目的)

第 1 条 東京都耐震化工事中掲示物掲示制度（以下「掲示制度」という。）は、都民の協力の下、都内の建築物の耐震化を強力に進めるため、耐震診断を行った結果、建築物が建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）に基づく建築物の耐震改修の指針又は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく耐震基準への適合など、一定の条件を満たすように、耐震改修工事、建替え工事及び除却工事（以下「耐震化工事」という。）を行っている旨を表す掲示物（以下「耐震化工事中掲示物」という。）を工事中の現場に掲示することにより、都民へ耐震化の進捗状況を目に見える形で示し、耐震化への機運を一層高めていくことを目的とする。

### (対象とする工事現場)

第 2 条 掲示制度の対象とする工事現場は、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成 23 年東京都条例第 36 号）第 2 条第 2 号に規定する沿道建築物及び耐震改修促進法第 17 条第 3 項 の計画の認定を受けた建築物に対し、耐震化工事を行っている工事現場（以下「耐震化工事現場」という。）とする。

### (耐震化工事中掲示物)

第 3 条 耐震化工事中掲示物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 耐震化工事現場における足場シートに装着する掲示物（別記第 1 号様式）
- 二 耐震化工事現場における仮囲いに貼付する掲示物（別記第 2 号様式）
- 三 その他耐震化工事中である旨を表示した掲示物

(耐震化工事中掲示物の申請)

第4条 耐震化工事中掲示物の交付の申請は、耐震化工事中掲示物交付申請書（別記第3号様式）により、建築物の所有者、管理者又は耐震化工事の施工者（以下「施工者」という。）が行い、東京都は、この申請に基づき、申請を行った者（以下「申請者」という。）に対して耐震化工事中掲示物の交付を行う。

2 前項の申請には、次に掲げる工事に着手する旨を証明する書類を添付するものとする。

- 一 建築基準法第15条第1項による建築工事届
- 二 工事契約書等
- 三 その他知事が定める書類

(耐震化工事中掲示物の交付)

第5条 耐震化工事中掲示物の作成及び交付は、東京都が行う。

2 申請者は、第1項の規定による耐震化工事中掲示物の交付の際に、受領書（別記第4号様式）を東京都に提出するものとする。

3 一つの耐震化工事現場に対しては、複数の耐震化工事中掲示物の交付は行わない。ただし、耐震化工事現場が広範囲にわたる場合、当該現場の視認性が高い場合などは、複数枚交付ができるものとする。

4 耐震化工事中掲示物の再交付は行わないものとする。

(耐震化工事中掲示物の掲示)

第6条 耐震化工事中掲示物の交付を受けた者は、耐震化工事中掲示物を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める箇所に掲示するものとする。

- 一 第3条第一号の掲示物 足場シートの外面における適切な位置
- 二 第3条第二号の掲示物 仮囲いの外面における適切な位置
- 三 第3条第三号の掲示物 現場の状況に応じた適切な位置

(施工者の責務)

第7条 施工者は、耐震化工事中掲示物の掲示に当たり、強固に当該掲示物の装着を行い、現場の安全の確保を図るものとする。

2 施工者は、関係法令を適切に遵守し、事故が発生した場合は、現場で適切に対応するものとする。

3 その他当該掲示物に関し現場で発生した事故に対しては、施工者が一切の責務を負うこととする。

(耐震化工事中掲示物の破損時の対応)

第8条 東京都は、耐震化工事現場において、施工者に過失がなく耐震化工事中掲示物が破損した場合、施工者に対する責任は問わないものとする。

2 前項の場合において、東京都耐震化工事中掲示物の再交付は行わないものとする。

(耐震化工事中掲示物の返却)

第9条 耐震化工事中掲示物の交付を受け、掲示を行った者は、耐震化工事終了後、返却届(別記第5号様式)の提出と併せて、当該掲示物を東京都へ返却するものとする。ただし、仮囲いに貼付するシールについては、交付された者の責任において、適切に処分するものとする。

(耐震化工事中掲示物の返却命令)

第10条 東京都は、耐震化工事現場の建築物が次のいずれかに該当する場合、耐震化工事中掲示物の交付を受けた者に対し、当該耐震化工事中掲示物の返却を命じることとする。

- 一 虚偽の申請その他不正な手段により耐震化工事中掲示物の交付を受けたことが判明した場合
- 二 正当な理由がなく、第12条の規定による報告若しくは資料の提出又は現地調査を拒否した場合
- 三 耐震化工事中掲示物の利用に当たって不誠実な行為を行った場合

(耐震化工事中掲示物の台帳管理)

第11条 耐震化工事中掲示物の交付状況は、東京都が台帳により管理する。

(報告及び調査)

第12条 東京都は、耐震化工事中掲示物の交付に関して必要があると認めるときは、耐震化工事中掲示物の交付を受けた者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその承諾を得て現地調査を行うこととする。

(東京都耐震マークの申請)

第13条 耐震化工事中掲示物の交付を受けた者は、耐震化工事終了後、東京都耐震マーク表示制度に基づく東京都耐震マークの交付申請を行うよう努める

ものとする。

(業務の委託)

第14条 東京都は、本要綱に定める業務の全部又は一部を他の者に委託することができる。

(守秘義務)

第15条 東京都から耐震化工事中掲示物の交付に係る事務の委託を受けた者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第3条第一号関係）



（注意）

- 1 大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
- 2 戸建ての住宅など、小規模な工事現場においては、内容を一部省略することができる。
- 3 本様式には、区市町村名等を追加することができる。

第2号様式（第3条第二号関係）



（注意）

- 1 大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
- 2 戸建ての住宅など小規模な工事現場においては、内容を一部省略することができる。
- 3 本様式には、区市町村名等を追加することができる。

第4号様式（第5条第2項関係）

年 月 日

東京都知事 殿

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

受領書

下記の耐震化工事中掲示物の交付を受けました。

記

- 1 建築物の名称
- 2 建築物の所在地
- 3 工事の種類
  - 耐震改修工事
  - 建替え工事
  - 除却工事
- 4 耐震化工事中掲示物の種類及び数量
  - 足場シート外部用の掲示物 個
  - 工事用仮囲いに貼付する掲示物 個
  - その他（ ） 個

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

返却届

下記の建築物の工事現場について交付された耐震化工事中掲示物を返却します。

記

- 1 建築物の名称
- 2 建築物の所在地
- 3 工事の種類
  - 耐震改修工事
  - 建替え工事
  - 除却工事
- 4 耐震化工事中掲示物の種類及び数量
  - 足場シート外部用の掲示物 個
  - 工事用仮囲いに貼付する掲示物 個
  - その他（ ） 個
- 5 返却の理由
  - 工事の終了
  - その他（ ）